

## 知覧税務署からのお知らせ

### 確定申告は正しくお早め

平成26年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告期間は、2月16日から3月16日までとなっております。所得税は、納税者自身が所得金額や税額を正しく計算して納税する申告納税制度を採用していますので、申告と納税は、期限内にお済ませください。確定申告書の提出は、郵送等でもできます。申告期限が間近になると、申告相談会場は大変混雑し、長時間かかる場合もあります。お早めに申告をお済ませください。

### 確定申告会場を開設

開設は、土・日曜日及び祝日を除いて、午前9時から午後4時までです。  
**知覧税務署** 2月16日(月)～3月16日(月)  
**南薩地域地場産業振興センター** 2月18日(水)、19日(木)  
 ※例年、1日目は大変混み合うため、数時間お待ちいただく場合があります。なるべく、午後または2日目のご来場を

お勧めします。  
 ※医療費控除を受ける場合、医療費の領収書(コピー不可)を「入」、「病院(入院・外来)」、「薬局」ごとに分けて計算してください。

### 期限内に納付を願います

平成26年分確定申告の納付期限は次のとおりです。  
**所得税及び復興特別所得税** 3月16日(月)  
**消費税及び地方消費税(個人事業者)** 3月31日(火)  
 納税は、お近くの銀行(日本銀行歳入代理店)などの金融機関(ゆうちょ銀行を含む)、納税地を管轄する税務署の窓口で受け付けています。

また、所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税(個人事業者)の納税は、金融機関の預貯金口座から自動的に振り替える「振替納税」が大変便利です。振替納税の振替日は、次のとおりです。  
**所得税及び復興特別所得税** 4月20日(月)  
**消費税及び地方消費税(個人事業者)**

### 土地・建物や金を売ったときは

土地や建物などを売ったときの譲渡所得に対する税額は、「分離課税」といい、給与所得などの他の所得と分離して計算します。分離課税の譲渡所得は、土地や建物などを売った金額から取得費、譲渡費用を差し引いて計算します。計算の際は、売った土地や建物の所有期間が、売った年の1月1日現在で5年を超えるかどうかにより、適用する税率が異なります。

また、金などを売ったときの譲渡所得に対する税額は、「総合課税」といい、給与所得などの他の所得に合算して計算します。総合課税の譲渡所得は、金などを売った金額から取得費、譲渡費用、特別控除(年間50万円)を差し引いて計算します。なお、売った金などの所有期間が、売った日現在で5年を超えている場合は、総合課税の譲渡所得の金額を2分の1した金額を給与所得などの他の所得に合算します。

### 株式と税(上場株式等)を売却した場合の譲渡益課税

個人の方が株式等を売却し、譲渡益が発生した場合は、原則として確定申告が必要であり、

他の所得と区分して税額を計算します。  
**上場株式等を売却した場合の税率**  
 金融商品取引業者等を通じた売却については、譲渡益に20%(所得税15%、住民税5%)の税率で税額を計算することになります。

※平成25年から平成49年までの各年分の確定申告の際には、所得税と併せて、基準所得税額(原則として、その年分の所得税額)に2・1%の税率を乗じて計算した復興特別所得税を申告・納付することになります。

### 特定口座制度

金融商品取引業者等に開設した特定口座における上場株式等の売却による所得の金額については、他の株式等の売却による所得と区分して、金融商品取引業者等から送られてくる「特定口座年間取引報告書」により、簡易に申告を行うことができます。また、特定口座内で生じる所得に対して源泉徴収(20・315%(所得税)及び復興特別所得税15・315%、住民税5%)することを選択した場合には、その特定口座における上場株式等の売却による所得は申告不要とすることができます。

**上場株式等の譲渡損失に係る損益通算及び繰越控除**

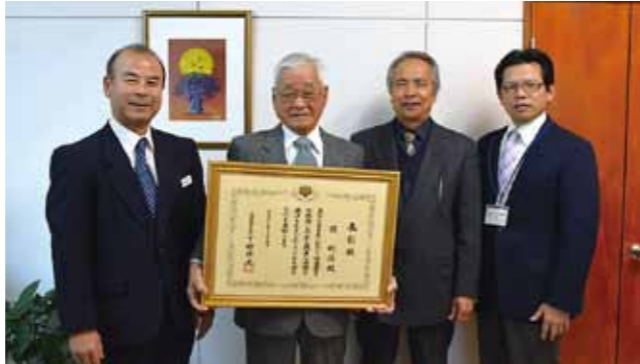
平成23年以後の年分において上場株式等を金融商品取引業者等を通して売却したことにより生じた譲渡損失の金額は、確定申告により、その年分の上場株式等に係る配当所得の金額(申告分離課税を選択したものに限り)と損益通算ができます。また、損益通算してもなお控除しきれない譲渡損失の金額については、翌年以後3年間にわたり、譲渡損失の計算に関する明細書等を添付した確定申告書を提出した場合に限り、株式に係る譲渡所得の金額及び上場株式等に係る配当所得の金額から繰越控除できます。

詳しくは国税庁ホームページ(「株式譲渡益課税制度」で検索)をご覧ください。

申告書の作成は、自宅や事務所からインターネットを利用して、国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」で作成することができます。また「確定申告書作成コーナー」で作成したデータは「国税電子申告・納税システム(e-Tax)」で送信することもできます。申告書の作成・提出などについて分からないことがありましたら、最寄りの税務署にお気軽にお尋ねください。

■問合せ 知覧税務署 TEL 8324111(自動音声案内)

### 関利治さんに文部科学省社会教育功労者表彰



地域における社会教育活動を推進するため多年にわたり社会教育の振興などに功労のあった個人に贈られる平成26年度社会教育功労者表彰(文部科学大臣表彰)を、関利治さんが受賞し、12月18日に表彰伝達式が教育委員会で行われました。関さんは、社会教育委員として市の社会教育振興に尽力するとともに、子どもたちに豊かな自然体験を経験させる「金山わんぱく塾」を主宰するなど、地域住民と一緒にあった地域の教育力向上などに尽力されています。

関さんは「社会教育関係で最高の賞を受賞することができ、身に余る光栄です。多くの人と出会い、学び、楽しい思い出もたくさんあります。これからもできることを焦らず急がずゆっくりとやっていこうと思います」と話していました。

### 酒瀬川美鈴さんに全国スポーツ推進委員研究協議会30年勤続表彰



酒瀬川美鈴さんが、昨年9月に開催された第55回全国スポーツ推進委員研究協議会岩手大会において、30年勤続表彰を受けました。

酒瀬川さんは、昭和59年4月に本市体育指導員(現在の本市スポーツ推進委員)に就任。30年もの永きにわたり、地域の生涯スポーツ振興に積極的に取り組んでいます。平成13年からは、県スポーツ推進委員協議会女子部の川辺地区代表を務め、地域住民の健康増進や社会体育の普及啓発に多大な功績をあげています。

### 神園悠翔くんの作品が文部科学大臣賞に選ばれる



全国から24,088点の作品が出品された、第56回全国書道展(大東文化大学主催)で、神園悠翔くん(枕崎小4年)の作品が、幼児・小学生の部で最高の賞である文部科学大臣賞に選ばれました。

1年生から書道が続いているという神園くんは、今回の受賞について「すごい賞をとることができて本当にうれしかったです。他の書道展でも賞がとれるように、これからも頑張りたいです」と笑顔で話してくれました。

### 花渡川クラブに観光まごころ県民運動会長表彰



12月17日、県庁で観光まごころ県民運動会長表彰式が開催され、枕崎市観光ボランティアガイド「花渡川クラブ」が表彰されました。これは、県が「観光まごころ県民運動」を県下全域における県民総ぐるみの運動として幅広く展開するため、まごころのこもったおもてなしやきれいな観光地づくりに取り組み、観光客を温かく親切に迎え、良質のサービスを提供したことで、魅力ある観光がごしまづくりに功績のあった個人や団体を表彰するものです。

## 「昆鯉縁結び御守」発売中

結びのまち出雲市で夫婦となった「枕崎鯉節」と「稚内利尻昆布」。昆鯉縁結び御守には、出雲大社で奉納したこの夫婦のかけら、さらに「出雲のそばの実」が入っています。  
 あなたに良縁が訪れますように…

- 販売所 駅前観光案内所
- 種類 桃色、黄色
- 価格 800円(税込)
- 問合せ コンカツプロジェクト協議会事務局(市役所水産商工課) TEL72-1111(内線421)